

杉並区 子どもの権利相談・救済窓口

「杉並区子ども相談レター」以外にも、
電話、メール、LINE、WEBフォーム、
窓口、手紙で連絡ができるよ。

好きな方法を選んであなたの声をきかせてね。

相談できる曜日・時間

月・水・金 13時～19時
土 10時～16時



※火・木・日・祝日・年末年始はお休みです。

でんわ
電話

0120-7373-34

メール

KODOMO-SODAN@city.suginami.lg.jp

LINE



WEBフォーム



てがみ
手紙
まどぐち
窓口

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所 東棟3階 子ども政策担当内
子どもの権利相談・救済窓口 あて

郵便はがき

166-8701

杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所東棟3階

料金受取人払郵便

杉並局承認

9616

差出有効期間
令和9年8月
31日まで有効
(切手不要)

子どもの権利相談・救済窓口 行
(子ども家庭部管理課子どもの権利推進担当)



はがきの出し方



- ①お話をしたいことを書いてね。
- ②シールをはがして、書いたところが隠れるように貼ってね。
- ③「キリトリ」の点線で切り取ってポストに入れてね。切手を貼らなくていいよ。



- ★うまく伝えられなくても大丈夫だよ。
- ★秘密は守るよ。
- ★お金はかからないよ。

なんでもお話ししてね

気になることがあるとき、もやもやしているとき、
誰かに話をきいてほしいとき、連絡してみよう。

お父さんと母さんに
怒られたけど、
なんかもやもや
するなあ～



先生には
言いにくいけど、
相談したいな～

ちょっと話を
きいてほしい



嫌なこと言われて、
仲間はづれにされた…



友だちと
けんか
しちゃった…

①お話をしたいことを書いてね。



②この面を折って貼ってね。

そのままはれるよ！



③切ってポストに入れよう！



こまったこと、相談したいこと、うれしかったことなど、お話をしたいことをなんでも書いてね。

- ★秘密は守るよ。
- ★早くお返事が欲しいときは、電話で相談してね。

【どの方法でお返事がほしいですか？】○をつけてね。

- ☐ 手紙（受け取りたい場所にも○をつけてね）
 - A 自宅（すんでいる場所）
 - B 学校
 - C 希望する場所（ ）
- ☐ 電話
- ☐ 返事はいらない

お返事がほしい人は必ず書いてね。個人情報、相談以外には使いません。

氏名（ふりがな）		
学校名	年	組
住所（すんでいる場所）		
電話番号		

すぎなみく
杉並区

こ そう だん
子ども相談レター



子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。子どもの権利は、何かと引き換えに保障されるものではありません。困ったことや相談したいこと、なんでも話したいことを書いて送ってください。

すぎなみくこ けんりきゅうさいいいん
杉並区子どもの権利救済委員ってなに？

き 気になることがあるとき、もやもやして
いるとき、誰かに話をきいてほしいとき、
あなたの話をじっくりきいて、どうしたら
いいか一緒に考えます。



▲詳細はこちら



すぎやま まさひろ 委員
杉山 雅宏 委員



たにがわ ゆきこ 委員
谷川 由起子 委員



なるせ だいすけ 委員
成瀬 大輔 委員